

区市では近隣説明等の独自の手続を定めています。お忘れなく！

自治体名		条例・要綱等	問合せ先	対象となる解体工事	必要な手続	
					標識設置 (区市への報告)	近隣説明 (区市への報告)
	千代田区	千代田区建築物の解体工事計画の事前周知に関する要綱	環境まちづくり部環境政策課公害指導係 03-5211-4254	床面積80㎡以上の建築物	工事開始 1ヵ月前 (設置後7日以内)	・高さ20m超かつ床面積3,000㎡以上 工事開始14日前 ・その他 工事開始5日前 (工事開始前まで)
	中央区	中央区建築物の解体工事の事前周知に関する指導要綱	都市整備部建築課建築調整係 03-3546-5463	全ての建築物	工事開始 30日前 木造は15日前 (設置後7日以内)	工事開始 15日前 木造は7日前 (工事開始前まで)
	港区	港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱	環境リサイクル支援部環境課環境指導アシメント係 03-3578-2491 街づくり支援部建築課建築紛争調整担当 03-3578-2310	全ての建築物	工事開始 30日前 木造・石綿除去等は15日前 (設置後7日以内)	工事開始 15日前 木造・石綿除去等は7日以内 (工事開始3日前)
	新宿区	新宿区建築物の解体工事等の事前周知に関する要綱	環境清掃部環境対策課公害対策係 03-5273-3764	床面積80㎡以上の建築物 又は 騒音規制法・振動規制法に定める特定建設作業を行う場合	工事開始 30日前 木造は15日前 (工事開始7日前)	工事開始 15日前 木造は7日前 (工事開始7日前)
	文京区	文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱	資源環境部環境政策課指導担当 03-5803-1260	全ての建築物	工事開始 30日前 (工事開始7日前)	工事開始 15日前 (工事開始7日前)
	台東区	台東区建築物の解体等工事の事前周知に関する要綱	環境清掃部環境課公害指導相談担当 03-5246-1283	全ての建築物	工事着手 14日前 木造は7日前 (工事着手7日前)	工事着手 7日前 (工事着手7日前)
	墨田区	墨田区建築物の解体工事の事前周知に関する指導要綱	建築指導課構造担当 03-5608-1307	床面積80㎡以上の建築物	工事開始 7日前 (工事開始7日前)	工事開始 7日前 (工事開始7日前)
		墨田区建築物等の解体等工事に係るアスベスト飛散防止に関する指導要綱	環境保全課指導調査担当 03-5608-6210	全ての建築物等 (工作物を含む)	工事開始 7日前 (規定無し)	・届出対象特定工事 工事開始 7日前 (工事開始7日前)
	江東区	江東区建築物の解体工事の事前周知に関する指導要綱	都市整備部建築調整課建築紛争係 03-3647-9767	床面積80㎡以上の建築物	工事着手 14日前 木造は7日前 (工事着手7日前)	工事着手 7日前 (工事着手前日)
	品川区	品川区建築物の解体工事計画の事前周知に関する指導要綱	住宅課開発指導担当 03-5742-6926	床面積80㎡以上の建築物	・3階以上(除く木造) 又は ・地階を有する 又は ・床面積500㎡以上 工事着手 14日前 その他は10日前 (設置後速やかに)	工事着手 7日前 (実施後速やかに)
	目黒区	目黒区建築物の解体工事等による紛争予防及び周辺の環境の保全に関する要綱	環境保全課公害対策係 03-5722-9386	床面積80㎡以上の建築物等 又は 騒音規制法・振動規制法に定める特定建設作業を行う場合 又は 大気汚染防止法に定める特定工事を行う場合	工事着手 10日前 床面積500㎡以上は15日前 (工事着手5日前)	工事開始 7日前 (工事着手5日前)
	大田区	大田区建築物の解体工事計画の事前周知と紛争予防に関する要綱	建築審査課 03-5744-1384	床面積80㎡以上の建築物	工事着手 7日前 (工事着手3日前) 報告要件: ①3階以上 又は ②地階を有する 又は ③床面積500㎡以上 又は ④石綿(吹付け石綿【レベル1】、保温材等【レベル2】)が確認された場合	工事着手 7日前 (工事着手3日前) 報告要件: ①3階以上 又は ②地階を有する 又は ③床面積500㎡以上 又は ④石綿(吹付け石綿【レベル1】、保温材等【レベル2】)が確認された場合
		大田区特定粉じん排出等作業事務取扱要領	環境政策課 03-5744-1369	特定粉じん排出等作業に係る届出対象工事 ※上記要綱による報告を行った場合は不要	規定無し	着手前に (着手日の前日)
	世田谷区	世田谷区建築物等の解体工事等の事前周知に関する指導要綱	環境政策部環境保全課 03-6432-7137	騒音規制法・振動規制法に定める特定建設作業を行う場合 又は 大気汚染防止法に定める特定工事を行う場合 又は 床面積80㎡以上の建築物又は請負代金500万円以上の工作物	工事開始 7日前 特定工事を行う場合は14日前 (工事等開始前日)	工事等開始 3日前 (工事等開始前日)
	渋谷区	渋谷区建築物の解体工事計画の事前周知に関する条例・同施行規則	環境整備課公害指導係 03-3463-2750	床面積80㎡以上の建築物 ※吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を使用した場合は全ての建築物	工事開始 30日前 (標識設置後5日以内)	工事開始 15日前 (工事開始10日前)
	中野区	中野区建築物の解体工事の事前周知及び届出に関する要綱	環境部環境課 03-3228-5799	全ての建築物	工事着手 7日前 (工事着手7日前)	規定無し

区市では近隣説明等の独自の手続を定めています。お忘れなく！

自治体名		条例・要綱等	問合せ先	対象となる解体工事	必要な手続	
					標識設置 (区市への報告)	近隣説明 (区市への報告)
	杉並区	杉並区建築物等の解体工事及びアスベスト飛散防止に関する指導要綱	環境部環境課公害対策係 03-3312-2111	全ての建築物等 (工作物を含む)	工事開始 7日前 (工事開始7日前 ※床面積80㎡未満は任意)	工事開始 7日前 (工事開始7日前 ※床面積80㎡未満は任意)
	豊島区	豊島区建築物等の解体工事における事前対策等に関する要綱	環境保全課公害対策グループ 03-3981-2405	全ての建築物等 (工作物を含む)	工事開始前 (規定無し)	工事着手 7日前 (規定無し)
	北区	東京都北区建築物の解体工事計画の事前周知に関する指導要綱	都市整備部住宅課住宅政策係 03-3908-9206	床面積80㎡以上の建築物	工事開始 30日前 木造は15日前 (設置後5日以内)	工事開始 7日前 (工事開始前日)
	荒川区	荒川区建築物の解体工事等の事前周知に関する要綱	防災都市づくり部建築指導課審査係 03-3802-3111	床面積80㎡以上の建築物 ※石綿が使用されている場合は全ての建築物	工事着手 14日前 木造は7日前 (設置翌日から7日(木造は3日)以内)	・4階以上 又は ・地階を有する 又は ・床面積1,000㎡以上 又は ・木造以外 工事開始 14日前 木造は7日前 (実施後7日(木造は3日)以内)
	板橋区	板橋区建築物の解体工事等に係る生活環境保全指導要綱	資源環境部環境政策課生活環境保全係 03-3579-2594	全ての建築物等 (工作物を含む)	規定無し	工事施工まで (書面等交付) (規定無し)
	練馬区	練馬区アスベスト飛散防止条例・同施行規則	環境部環境課環境規制係 03-5984-4712	大気汚染防止法に定める特定工事で以下のいずれかに該当するもの 届出対象特定工事を行う場合 又は 床面積80㎡以上の建築物 又は 特定工作物で2,000万円以上の工事	工事開始 中14日前 (工事開始の中5日前)	・届出対象特定工事 かつ ・床面積500㎡以上 (資料の配布終了後、3日経過し、工事開始の中2日前)
	足立区	足立区建築物の解体工事の事前周知に関する要綱	建築室建築審査課建設リサイクル担当 03-3880-5952	床面積80㎡以上の建築物	・3階以上(除く木造) 又は ・地階を有する 又は ・床面積500㎡以上 工事着手 30日前 その他は7日前 (設置後5日以内)	・3階以上(除く木造) 又は ・地階を有する 又は ・床面積500㎡以上 工事着手 14日前 その他は7日前 (実施後速やかに)
	葛飾区	葛飾区建築物等の解体等工事に係る計画の事前周知に関する要綱	環境課公害対策相談係 03-5654-8238	床面積80㎡以上の建築物等(工作物を含む) 又は 大気汚染防止法及び東京都環境確保条例に基づく届出が必要なアスベスト除去等工事	規定無し	工事開始 7日前 (実施後速やかに)
	江戸川区	江戸川区建築物等の解体及びアスベスト処理工事の事前周知に関する要綱	環境課指導係 03-5662-1995	全ての建築物等(工作物含む) 又は 騒音規制法・振動規制法に定める特定建設作業を行う場合	期日指定無し (規定無し)	工事開始 7日前 (規定無し)
	武蔵野市	武蔵野市解体工事等を行う工事業者等に対する指導の基準等に関する要綱	環境部環境政策課保全係 0422-60-1842	床面積80㎡以上の建築物又は請負代金500万円以上の工作物 又は 騒音規制法・振動規制法に定める特定建設作業を行う場合 又は 大気汚染防止法に定める特定工事を行う場合 又は 武蔵野市まちづくり条例に定める開発事業	規定無し	工事開始 7日前 (規定無し)
	三鷹市	三鷹市まちづくり条例・同施行規則	都市整備部都市計画課開発指導係 0422-29-9703	高さが10mを超える建築物(自己居住用は除く) 又は 15戸以上の共同住宅又は長屋 又は 商業施設(小売店、飲食店、興行場その他)の建築物で延べ面積が500㎡以上のもの 又は 産業廃棄物処理施設、工場及び指定作業場の建築物で延べ面積が500㎡以上のもの	工事着手 30日前 (設置後7日以内)	工事着手 15日前 (工事着手10日前)
	小金井市	小金井市アスベスト飛散防止条例・同施行規則	環境政策課環境係 042-387-9817	全ての建築物等 (工作物を含む)	アスベスト含有材を使用: 工事開始 14日前 (規定無し)	アスベスト含有材使用で床面積500㎡以上 (工事開始2日前)
	日野市	解体工事のガイドライン	環境共生部環境政策課 042-514-8298	全ての建築物等 (工作物を含む)	工事開始 7日前(木造) 15日前(非木造) (規定無し)	工事開始 7日前(木造) 15日前のできるだけ早い時期(非木造) (規定無し)
	狛江市	狛江市建築物の解体工事における計画の事前周知と環境配慮に関する条例・同施行規則	環境政策課環境係 03-3430-1287	全ての建築物	工事着手 14日前(大規模建築物) 7日前(小規模建築物) (設置後速やかに)	工事着手 7日前 (終了後速やかに)
	稲城市	稲城市アスベスト飛散防止に関する指導要綱	都市環境整備部生活環境課 042-378-2111	全ての建築物等 (工作物を含む)	期日指定無し (規定無し)	特定粉じん排出等作業実施届出対象・工事開始 14日前 (実施後速やかに)

東京都都市整備局都市づくり政策部広域調整課建設副産物担当 (03-5388-3231)

東京都環境局環境改善部大気保全課大気担当 (03-5388-3493)